

スポーツ振興くじ（第980回～第982回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第265号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成29年12月15日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東和美

1 スポーツ振興投票の名称

別紙1～3のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙1～3のとおり

3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

(1) 楽天銀行株式会社

東京都品川区東品川4丁目12番3号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(2) 株式会社ジャパンネット銀行

東京都新宿区西新宿2丁目1番1号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(3) 株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(4) 住信SBIネット銀行株式会社

東京都港区六本木1丁目6番1号

(ただし、インターネット販売に限る。)

(5) 株式会社じぶん銀行

東京都中央区日本橋1丁目19番1号

(ただし、インターネット販売に限る。)

4 合致の割合の種類

別紙1～3のとおり

5 特定指定試合を実施する期日又は期間

別紙1～3のとおり

6 試合当たり投票種類数

別紙1～3のとおり

7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙1～3のとおり

8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙1～3のとおり

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙1～3のとおり

10 その他

発売及び払戻しは全国

・スポーツ振興投票の名称

第980回スポーツ振興くじ

・スポーツ振興投票券の発売期間

平成29年12月23日(土)～同年12月26日(火)

・合致の割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) BIG (ビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) BIG1000 (ビッグセン)

1等 10割

2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) mini BIG (ミニビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(5) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

1等 10割

(6) toto GOAL3 (トトゴールスリー)

1等 10割

2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

- ・ 特定指定試合を実施する期日又は期間
平成29年12月26日(火)及び同年12月27日(水)
- ・ 試合当たり投票種類数
 - (1) BIG (ビッグ)
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
 - (2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
 - (3) BIG1000 (ビッグセン)
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
 - (4) mini BIG (ミニビッグ)
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
 - (5) mini toto A組
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
 - (6) toto GOAL3
1 試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点
「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・ 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) BIG (ビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(3) BIG1000 (ビッグセン)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム

(4) mini BIG (ミニビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム

(5) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム

(6) totoGOAL3 (トトゴールスリー)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～③のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
12/26	①	トテナム・ホットスパー (トテナム)	サウザンプトン (サウザン)
12/27	②	チェルシー (チェルシー)	ブライトン・アンド・ホーヴ・アルビオン (ブライトン)
12/27	③	ワトフォード (ワトフォード)	レスター・シティ (レスター)
12/27	④	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)	バーンリーFC (バーンリー)
12/27	⑤	ウェスト・ブromウィッチ・アルビオン (ウェブプロ)	エヴァートン (エヴァートン)
12/27	⑥	AFCボーンマウス (ボーンマウス)	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)
12/27	⑦	ハダーズフィールド・タウン (ハダーズ)	ストーク・シティ (ストーク)
12/27	⑧	リヴァプール (リヴァプ)	スウォンジー・シティ (スウォンジ)
12/27	⑨	ミドルズブラ (ミドルズ)	ボルトン・ワンダラーズ (ボルトン)
12/27	⑩	ハル・シティ (ハルシティ)	ダービー・カウンティ (ダービー)
12/27	⑪	シェフィールド・ユナイテッド (シェフィールド)	サンダーランド (サンダー)
12/26	⑫	ミルウォール (ミルウォール)	ウルヴァーハンプトン・ワンダラーズ (ウルヴァー)
12/27	⑬	イプスウィッチ・タウン (イプス)	クイーンズ・パーク・レンジャーズ (クイーンズ)
12/27	⑭	ブレントフォード (ブレント)	アストン・ヴィラ (アストン)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) 100円B I G

1等	25分の19
2等	10分の1
3等	25分の1
4等	25分の1
5等	50分の3

(3) B I G 1000

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(4) m i n i B I G

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

(5) m i n i t o t o A組

1等	1分の1
----	------

(6) t o t o G O A L 3

1等	5分の3
2等	5分の2

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G

一口300円に対し、3億円（加算金のあるときにあっては、6億円）

(2) 100円B I G

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(3) B I G 1000

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(4) m i n i B I G

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(5) m i n i t o t o A組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(6) t o t o G O A L 3

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

・スポーツ振興投票の名称

第981回スポーツ振興くじ

・スポーツ振興投票券の発売期間

平成30年1月4日(木)～同年1月13日(土)

・合致の割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) BIG (ビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) BIG1000 (ビッグセン)

1等 10割

2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) mini BIG (ミニビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(5) toto (トト)

1等 10割

2等 開催試合結果数(13)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(13)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

1等 10割

(7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

1等 10割

(8) toto GOAL3 (トトゴールスリー)

1等 10割

2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・ 特定指定試合を実施する期日又は期間

平成30年1月13日(土)及び同年1月14日(日)

・ 試合当たり投票種類数

(1) BIG

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) 100円BIG

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) BIG1000

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) mini BIG

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(5) toto

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(6) mini toto A組

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(7) mini toto B組

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(8) toto GOAL3

1 試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点
「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・ 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) BIG (ビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(3) BIG1000 (ビッグセン)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム

(4) mini BIG (ミニビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム

(5) toto (トト)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム

(6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム

(7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

以下の対象試合のうち、試合No. ⑦～⑪のサッカーチーム

(8) totoGOAL3 (トトゴールスリー)

以下の対象試合のうち、試合No. ①、②及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/13	①	アイントラハト・フランクフルト (フランクフル)	SCフライブルク (フライブル)
1/13	②	ハノーファー96 (ハノーファー)	FSVマインツ05 (マインツ)
1/13	③	ヴェルダー・ブレーメン (ブレーメン)	ホッフェンハイム (ホッフェン)
1/13	④	VfBシュツットガルト (シュツット)	ヘルタBSC (ヘルタ)
1/14	⑤	RBライプツィヒ (ライプツィヒ)	シャルケ04 (シャルケ)
1/13	⑥	FCアウグスブルク (アウグス)	ハンブルガーSV (ハンブル)
1/14	⑦	チェルシー (チェルシー)	レスター・シティ (レスター)
1/14	⑧	ワトフォード (ワトフォード)	サウザンプトン (サウザン)
1/14	⑨	トテナム・ホットスパー (トテナム)	エヴァートン (エヴァートン)
1/14	⑩	クリスタル・パレス (クリスタル)	バーンリーFC (バーンリー)
1/14	⑪	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル)	スウォンジー・シティ (スウォンジ)
1/14	⑫	ハダーズフィールド・タウン (ハダーズ)	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)
1/14	⑬	ウェスト・ブロムウィッチ・アルビオン (ウェブロ)	ブライトン・アンド・ホーヴ・アルビオン (ブライトン)
1/14	⑭	ミドルズブラ (ミドルズ)	フラム (フラム)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) 100円B I G

1等	25分の19
2等	10分の1
3等	25分の1
4等	25分の1
5等	50分の3

(3) B I G 1000

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(4) m i n i B I G

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

(5) t o t o

1等	10分の7
2等	20分の3
3等	20分の3

(6) m i n i t o t o A組

1等	1分の1
----	------

(7) m i n i t o t o B組

1等	1分の1
----	------

(8) t o t o G O A L 3

1等	5分の3
2等	5分の2

・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) BIG

一口300円に対し、7億2円（加算金のあるときにあっては、10億2,525円）

(2) 100円BIG

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(3) BIG1000

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(4) mini BIG

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(5) toto

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、5億円）

(6) mini toto A組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(7) mini toto B組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(8) toto GOAL3

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

・スポーツ振興投票の名称

第982回スポーツ振興くじ

・スポーツ振興投票券の発売期間

平成30年1月13日(土)～同年1月20日(土)

・合致の割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) BIG (ビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) BIG1000 (ビッグセン)

1等 10割

2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) mini BIG (ミニビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(5) toto (トト)

1等 10割

2等 開催試合結果数(13)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(13)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

1等 10割

(7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

1等 10割

(8) toto GOAL3 (トトゴールスリー)

1等 10割

2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・ 特定指定試合を実施する期日又は期間

平成30年1月20日(土)及び同年1月21日(日)

・ 試合当たり投票種類数

(1) BIG

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) 100円BIG

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) BIG1000

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) mini BIG

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(5) toto

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(6) mini toto A組

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(7) mini toto B組

1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(8) toto GOAL3

1 試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点
「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・ 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) BIG (ビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(3) BIG1000 (ビッグセン)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム

(4) mini BIG (ミニビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム

(5) toto (トト)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム

(6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム

(7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

以下の対象試合のうち、試合No. ⑦～⑪のサッカーチーム

(8) totoGOAL3 (トトゴールスリー)

以下の対象試合のうち、試合No. ①、②及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/20	①	VfLヴォルフスブルク (ヴォルフス)	アイントラハト・フランクフルト (フランクフル)
1/20	②	FSVマインツ05 (マインツ)	VfBシュツットガルト (シュツット)
1/20	③	ホッフェンハイム (ホッフェン)	バイヤー・レヴァークーゼン (レヴァー)
1/20	④	SCフライブルク (フライブル)	RBライプツィヒ (ライプツィ)
1/21	⑤	ハンブルガーSV (ハンブル)	1. FCケルン (ケルン)
1/20	⑥	ボルシア・メンヘングラードバッハ (メンヘン)	FCアウグスブルク (アウグス)
1/21	⑦	アーセナル (アーセナル)	クリスタル・パレス (クリスタル)
1/21	⑧	バーンリーFC (バーンリー)	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)
1/21	⑨	レスター・シティ (レスター)	ワトフォード (ワトフォード)
1/21	⑩	ストーク・シティ (ストーク)	ハダーズフィールド・タウン (ハダーズ)
1/21	⑪	マンチェスター・シティ (マンC)	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル)
1/21	⑫	エヴァートン (エヴァートン)	ウェスト・ブロムウィッチ・アルビオン (ウェブロ)
1/21	⑬	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)	AFCボーンマウス (ボーンマウス)
1/21	⑭	サンダーランド (サンダー)	ハル・シティ (ハルシティ)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) 100円B I G

1等	25分の19
2等	10分の1
3等	25分の1
4等	25分の1
5等	50分の3

(3) B I G 1000

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(4) m i n i B I G

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

(5) t o t o

1等	10分の7
2等	20分の3
3等	20分の3

(6) m i n i t o t o A組

1等	1分の1
----	------

(7) m i n i t o t o B組

1等	1分の1
----	------

(8) t o t o G O A L 3

1等	5分の3
2等	5分の2

・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G

一口300円に対し、3億円（加算金のあるときにあっては、6億円）

(2) 100円B I G

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(3) B I G 1 0 0 0

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(4) m i n i B I G

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(5) t o t o

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、5億円）

(6) m i n i t o t o A組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(7) m i n i t o t o B組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(8) t o t o G O A L 3

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）